



令和4年度「若年技能者人材育成支援等事業」実施要領
公民館・集会所等の公共施設又は民間施設イベントへの
ものづくりマイスターの派遣による実技指導

北海道技能振興コーナー

1 事業の目的

若者のものづくり離れ、技能離れが見られる中、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成等が課題となっていることから、厚生労働省の「若年技能者人材育成支援等事業」を推進することにより、若年技能者の人材育成、技能者尊重機運の醸成等を図ることを目的とするものです。

2 実施機関

北海道技能振興コーナー（北海道職業能力開発協会）（以下「コーナー」という。）

3 事業実施内容（ものづくりマイスター派遣指導事業）

（1）派遣指導事業の概要

公民館・集会所等の公共施設又は民間施設で行われる技能者を育成するイベントにコーナーが「ものづくりマイスター」を派遣し実技指導します。

（2）派遣実技指導の対象等

①派遣の対象

道内の公民館、集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等において、技能者育成を目的として、広く参加者を募集して実施されるイベント。（以下「派遣指導イベント」という）

※学校の授業の一環で行う場合等、広く参加者を募集して行わない場合は対象となりませんので、ご留意願います。

※同一場所での複数回実施可能です。（同一の参加者でない限り）

※同一日同一箇所を実施するものであって、次のいずれかに該当するものは、事前に厚生労働省の事前承認が必要となりますので、あらかじめコーナーにご相談願います。

①ものづくり実演及びものづくり体験のいずれか又は両方を行うもので、実演・体験数が計5以上のもの

②ものづくりマイスター及び熟練技能者が9名以上参加するもの

③派遣指導の開催場所が比較的狭いイベントエリア等でなく、イベントホール、コンベンションホール等の広い会場の一部を又は全部を使用して開催するもの

④オンライン開催にあたっては①に該当するもの

（上記①～④において同一日同一箇所です午前部、午後部のように時間帯を分けて実施するものは重複カウントしません）

※また上記について次のいずれかに該当するものは、原則、厚生労働省の承認が得られませんのでご留意願います。

①イベントホール、コンベンションホール等の明らかにイベント会場を使用し、ものづくりマイスターによる派遣指導とみなすことが困難なもの

②同一日・同一時間帯・同一箇所です又は複数の派遣指導を行う場合であって、その参加者の計が200人を超えるもの。オンライン開催にあたっては、ものづくり体験キットの配布が200個超なもの

②派遣指導の依頼者

派遣指導イベントを主催する団体、事業者、任意団体のほか開催する施設の運営者等

③派遣指導イベントの参加対象者

地域の幅広い住民であって、特定の企業の従業員や特定の学校の生徒等を対象としていないこと、また参加者の年齢を制限しないこと。（不特定多数を対象とすること）

（3）派遣指導の内容

派遣指導の内容は依頼者のニーズに応じて柔軟に設定します。また指導レベルはものづくりに対する興味を得られるよう柔軟に設定します。

(4) 派遣できるものづくりマイスター人数

参加者数	派遣数(上限)	備 考
10名～20名	3名	・派遣者数(上限)はものづくりマイスターと補助者を合わせた人数です ・補助者だけの派遣はできません ・1回当たりの指導時間は2時間以内です
21名～25名	4名	
26名～30名	5名	

4 派遣実技指導の依頼と決定

- (1) 派遣指導イベントにもものづくりマイスターの派遣を希望する方はコーナーに別紙「ものづくりマイスター派遣依頼書」を提出してください。
- (2) コーナーは、依頼書に基づきものづくりマイスターの派遣を決定し、依頼者及び派遣するものづくりマイスターに派遣内容等を通知します。

5 コーナーによる経費の負担

次の経費(金額)をコーナーが負担します。

(1) 謝金

区分	単価/1時間	上限金額(2時間)
ものづくりマイスター	6,710円(税込)/1時間	13,420円(税込)
補助者(1名のみ)	2,970円(税込)/1時間	5,940円(税込)

(2) 旅費

派遣実技指導を行う会場までの交通費(コーナーの規定により算出した額)

(3) 材料費(運搬費を含む)

参加者1人当たり550円(税込)を上限に、最大30名分まで負担します。

※北海道職業能力開発協会あての納品書・請求書の添付が必要となります。(コーナーが直接債権者に支払います) 次項6の報告に合わせて提出してください。

(4) 会場費

派遣指導イベントを開催する会場費

(5) 参加者の傷害保険

参加者を被保険者とする傷害保険に加入します。(コーナーが直接手続きします)

6 報告事項

実技指導終了後、依頼者は次のとおり実績等を報告してください。

- ①参加者名簿
- ②実技指導の実施状況(実施風景・写真のコピー)
- ③アンケート(別紙「ものづくりマイスターアンケート様式第3号」)

7 その他

(1) R4年度の改正事項について

国は令和4年度の委託要領改正において、「ものづくりの魅力発信」を行う「「目指せマイスター」プロジェクト」の事業を休止するとともに、ものづくりマイスターの派遣による指導の実施において、新たに公民館・集会所等公共施設等への派遣が対象となったところです。これまでの特定の小学校等におけるものづくり体験教室等は、上記国の事業休止に伴い本制度の対象となりませんが、新たに創設された公民館・集会所等公共施設等におけるものづくりマイスターの派遣により、類似の取組が可能となりますので制度の活用をご検討ください。

(2) 問合先等

北海道職業能力開発協会(北海道技能振興コーナー) 担当:末廣

TEL:011-825-2387

E-mail:shinkou@h-syokunou.or.jp

※各種資料も上記メールアドレスあてご請求ください。